

九州大学工学部技術部技術支援業務受託規程

平成30年3月30日

平成29年度九大規程第82号

(趣旨)

第1条 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第17条の2第2項に基づき九州大学工学部に置く工学部技術部(以下「技術部」という。)が受託する教育研究に係る実験装置等の製作、加工、保守管理、計測分析支援及び情報システム保守管理並びにプログラム作成等の業務(以下「技術支援業務」という。)について、必要な手続及び費用の額等は、この規程の定めるところによる。

(受託)

第2条 技術支援業務は、教育研究上有意義であり、かつ、技術部の業務遂行上支障を生じるおそれがないと工学部長が認める場合に限り、これを受託することができる。

(手続)

第3条 技術支援業務を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の申請書を工学部長に提出し、その承認を得なければならない。

2 工学部長は、技術支援業務の受託を決定したときは、依頼者に所定の受託書を交付する。

3 工学部長は、技術支援業務を完了したときは、依頼者に所定の業務完了報告書を交付する。

(徴収方法)

第4条 依頼者は、前条第3項に規定する所定の業務完了報告書の交付を受けたときは、技術支援業務に係る費用(以下「技術支援業務」という。)を所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座へ振込により支払わなければならない。

(技術支援業務受託料)

第5条 技術支援業務受託料は、次に掲げる費用の合計とする。

(1) 別表1に掲げる業務に係る費用(以下「技術支援料」という。)

(2) 当該業務に伴い使用する別表2に掲げる機器の使用料(以下「機器利用料」という。)

2 前項のほか、技術支援業務に必要な材料費及び消耗品費等は、依頼者の負担とする。

3 依頼者が、別表2に掲げる機器の所有者であり、当該機器を技術支援業務に使用する場合は、当該機器に係る機器利用料を徴収しないものとする。

4 工学部長が特に認めた場合は、受託料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、技術支援業務受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

技術支援業務	技術支援料（消費税込み）		
	工学系職員（※1）	左記以外の本学職員	学外の者
機械加工	630円/時間	980円/時間	3,100円/時間
ガラス加工	430円/時間	750円/時間	2,900円/時間
プログラム作成（※2）	1,700円/時間	2,200円/時間	-
情報システム保守	23,000円/月	32,000円/月	-
情報システム保守 （クラウド利用）	27,000円/月	36,000円/月	-
ネットワークルータ管理	8,900円/月	-	-

※1 人間環境学研究院（工学部建築学科の教育研究に携わる者に限る。）、工学研究院、システム情報科学研究院、超伝導システム科学研究センター及び超顕微解析研究センターに所属する職員をいう。

※2 工学部技術部が保有するソフトウェアライセンスを利用したプログラム作成に限る。

別表第2（第5条第1項関係）

使用機器	機器利用料（時間）
	（消費税込み）
旋盤	1,200円
マシニングセンタ	1,600円
大型マシニングセンタ	2,400円
複合NC旋盤	3,400円
鋸盤	490円
フライス盤	1,300円
油ワイヤ放電加工機	1,300円
水ワイヤ放電加工機	1,900円
ボール盤	420円
溶接機	380円
ガラス加工バーナー	910円
研削盤	960円
3Dプリンター	620円
小型CNCフライス	460円
卓上旋盤	390円